

日並皇子の殯宮の時の挽歌

柿本人麻呂作歌注釈5

森 朝 男

日並皇子の殯宮の時に柿本朝臣人麻呂の作る歌一首并せて短歌

天地の 初の時 ひさかたの 天の河原に 八百万 千万神の 神

集ひ 集ひいまして 神分ち 分ちし時に 天照らす 日女の命

(一に云ふ さしのぼる 日女の命) 天をば 知らしめすと 芦

原の 瑞穂の国を 天地の 依りあひの極み 知らしめす 神の命

と 天雲の 八重かき別けて(一に云ふ 天雲の 八重雲別けて)

神下し 座ませ奉りし 高照らす 日の皇子は 明日香の 淨の宮

に 神ながら 太敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の原

石門を開き 神上り 上りいまして(一に云ふ 神登り いましに

しかば) 我が大君 皇子の命の 天の下 知らしめしせば 春花

の 貴くあらむと 望月の 満はしけむと 天の下(一に云ふ 食

す国) 四方の人の 大船の 思ひ頼みて 天つ水 仰ぎて待つに

いかさまに 思ほしめせか つれもなき 真弓の岡に 宮柱 太敷

さいまし みあらかを 高知りまして 朝毎に 御言問はさす

日月の まねくなりぬる そこゆゑに 皇子の宮人 行方しらずも

(一に云ふ さす竹の 皇子の宮人 行方知らにす)(巻2・一六七)

反歌二首

ひさかたの天見のごとく仰ぎ見し皇子の御門の荒れまく惜しも

(同一六八)

あかねさす日は照らせれどぬばたまの夜渡る月の隠らく惜しも(或

本、件の歌を以ちて後皇子命の殯宮の時の反と為す) (同一六九)

或本の歌一首

嶋の宮勾の池の放ち鳥人目に恋ひて池に潜かず

(同一七〇)

日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌

天地之 初時 久堅之 天河原尔 八百万 千万神之 神集 集座

而 神分 之之時尔 天照 日女之命 (一云 指上 日女之命)
 天乎婆 所知食登 芦原乃 水穗之国乎 天地之 依相之極 所知
 行 神之命等 天雲之 八重搔別而 (一云 天雲之 八重雲別而)
 神下 座奉之 高照 日之皇子波 飛鳥之 淨之宮尔 神隨 太布
 座而 天皇之 敷座国等 天之原 石門乎開 神上 之座奴 (一云
 神登 座尔之可婆) 吾王 皇子之命乃 天下 所知食世者 春花
 之 貴在等 望月乃 滿波之計武跡 天下 (一云 食国) 四方之
 人乃 大船之 思憑而 天水 仰而待尔 何方尔 御念食可 由縁
 母無 真弓之岡尔 宮柱 太布座 御在香乎 高知座而 明言尔
 御言不御問 日月之 数多成塗 其故 皇子之宮人 行方不知毛
 (一云 刺竹之 皇子宮人 帰迎不知尔為) (卷2・一六七)

反歌二首

久堅乃 天見如久 仰見之 皇子乃御門之 荒卷惜毛 (同一六八)
 茜刺 日者雖照有 烏玉之 夜渡月之 隱良久惜毛 (或本以件歌為
 後皇子尊殯宮之時歌反也) (同一六九)
 或本歌一首
 嶋宮 勾乃池之 放鳥 人目尔恋而 池尔不潜 (同一七〇)

〔語釈〕

天地の初めの時 原文「天地之初時」は金沢本・類從古集などの本

文による。紀州本は「時」の下、右に「之」を書き、西本願寺本は「時」の下に「之」を入れる。しかし「之」を入れる紀・西両本も訓はハジメノトキとしている。澤瀉久孝注釈が詳しく説くとおり、元来「之」の文字なく、訓もノを補わないのが正しいと思われる。下文の「神分ち分ちし時」との同格関係を考えるには、やや離れすぎてゐる。この句、古事記の「天地初発之時」、日本書紀の「天地初判」などの天地開闢の表現の類で、この形もこの歌以前に存在したものであろう。但しこの「初の時」は後文を見るに、天孫降臨の時をいうものであつて、記紀が説く天地開闢の時をいうものではない。どのような事柄であつても、その神話的起源を説く時には、このようにいったのであろう。

天の河原 古事記上巻、天照と須佐之男の誓約の場面には「故尔に各天の安の河を中に置いてうけふ時に(故尔各中置天安河而、宇氣布時)」とあり、同巻、芦原中国平定の場面に「天の安の河原に、八百万の神を神集へに集へて(於天安之河原、神集八百万集而)」、天石屋戸ごもりの場面に「是を以ちて八百万の神、天安の河原に神集ひ集ひて(是以八百万神、於天之河原神集集而)」などとある。それらの「天の安の河(原)」を指す。

神集ひ集ひ座して神分り分りし時に 「神集ひ集ひ座して」は、前項に示した古事記の類似例がある。一方「神分ち分ち」は記紀等に

例がない。「神分ミ之時尔」の「分」は紀州本・京大本緒字訓にワカレ、西本願寺本にハカリとあり、古注は代匠記精撰本にハカリ・ワカチの二案を示し、古義にアガチと訓む。近代の注はほぼハカリ・ワカチの二説に分れる。大祓祝詞に、「皇親神ろき・神ろみの命もちて、八百万神等を神集へ集へたまひ、神議り議りたまひ（神議賜）て、我が皇御孫の命は、豊葦原の水穂の国を安国と平らけく知ろしめせ、と事依さしまつりき」とある。文脈上同一の天孫への事依さしの条であるから、当該歌に先行したであろうこの種の詞章の影響を考慮すれば、ハカリの可能性が高くなってくる。「分」の字、講義に「字鏡集には『ハカリ』の訓を加へたれば、これは事物を判別する意に用ゐたりと思はる」とする。その可能性もなくはないが、上代文献に例はない。また時代別上代篇「はかる」の項に「ワク・ワカル・ワカツと同源の語であろう」とあるが、決定的なことはいいがたい。一方ワカツは靈異記に「拆」字の訓注として「和加知天」と見えるが、記紀万葉に見えない。また三貴神分治についても、天孫降臨の天地分治についても、ワカチと表現した例は古代文献に見えない。どちらにも一長一短あり定めがたいが、「分」をハカリと訓じうる明証を挙げたい以上、ひとまずワカチと訓むのが穏当であろう。下文に、天上界を天照が統治し、地上界を統治する者として「高照らす日の皇子」を遣わしたとあり、あたかもこ

の「神集ひ」と「神分」において、天地の統治を分割するような趣旨を表現している。その点から見てもワカチがよくなってくる。神野志隆光は、記紀神話とは異なる別個の「天武神話」ともいふべき神話テキストをこの文脈に認め、「分」は八百万の神が集議して天地の分治を定めたとし、ワカチの訓がよいとする（「天皇神格化表現をめぐって」『柿本人麻呂研究』。また「神話テキストとしての草壁皇子挽歌」『美夫君志』五〇）。記紀と異なる「神話テキスト」「天武神話」とまでいいうるかどうかはにわかには判断しがたいが、天地の分割統治がここに表現されていることを重視する点には賛同される。真淵の万葉考に、この二句に注して「天孫を水穂の国に降しまゐらせん、とての神議なれば、次の四句をおきて葦原云々と云にかゝれり、さて次の四句の事は、右の神はかり有りしより前の事なるを、言を略きて句をなすとて前後にいへり」といつているとお

り、ここは瑞穂国の統治者派遣、すなわち天孫降臨に相当する事柄に関していつていると見るのが妥当であろう。天照らす日女の命天をば知らしめすと「天照らす日女の命」は神代紀第五段本文に「是に、共に日の神を生みまつります。大日靈貴と号す」とあり、その注に「此をば於保比屢咩能武智と云ふ。…一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈尊といふ」とある。さらに同段一書第一にもこの神を「大日靈貴」と記すなど、

「大日靈貴」の名の方を優先する伝承も見える。ヒルメのルは格助詞のノに同じ。日の女神。天照大御神よりも古い伝承における呼称かとされる。記紀の文脈とは異なる口承的詞章に、古格の表現として残存したものであろうか。注に見える一書の伝にあるとおり「天照らす」を頭に冠して呼ぶ詞章の習わしがあったのであろう。記紀の記述よりも、和歌の方にむしろ口承の詞章の表現が出たものとして注目したい。「知らしめすと」は原文「所知食登」。シロシメサムト（西本願寺本）、シロシメシムト（考）、シロシメスト（玉の小琴）、シラシメセト（私注）などの訓がある。近年はシラシメストと訓む本が多い。これは天孫降臨について記及び神代紀第九段一書第一などにおいて、天照大御神がその指令神としてふるまっていることを考慮した結果であろう。天照が、「自身は天をば統治する」との意ととつたのである。指令神は古事記でも天照と並んで高木神の名が挙げられ、紀の第九段本文でもつばら高皇産靈尊としている。大祓祝詞では「皇親神ろき神ろみの命」が、集議を命じている。こうした多様な伝承のあり方の中から、この歌のようにあたかも神々の集議の結果、天を日女、地を日の皇子が統治すると決した、とする如き表現も可能になってくるのであるが、集議の結果天地の統治者を定めたと完全にいきるのならば、「日女の命天をば知らしめせと 日の皇子瑞穂の国を知らしめせと」などとあるべきところで、

この下の文脈の天と地の統治の相対をくずした表現からすると、やや微妙な趣が残るものの、この集議の中で日女すなわち天照が主導的役割を担い、自身が天を統治、地の統治者に天孫を派遣したことを示す文脈であるとすべきであろう。したがってシラシメセトでなく、シラシメストと訓んでおきたい。全注（福岡耕二）は、この「天照らす日女の命」を、下の日の皇子派遣の分脈に対して主語に立つものと解している。それが明快でよいとも思うが、なお日の皇子派遣は集議の結果であるという脈絡、つまり集議に参じた八百万の神々全体の意思によるものと文脈も生きているようで、微妙である。

指し登る日女の命 別伝。「指し登る」は太陽を想定しての表現で「日女」の「日」に掛けた枕詞的形容句であろう。端的に太陽を指すこうした語句で日女の神を指した表現が、当時ありえたことは注目に値する。

若原の瑞穂の国 「豊若原の千秋の長百秋の水穂国」（記）、「豊若原千五百秋瑞穂国」（神代紀上）などあるものの略形。

天地の依りあひの極 「天地の依りあひの限り万世に榮え行かむと」（6・一〇四七）、「天地の依りあひの極玉の緒の絶えじと思ふ」（11・二七八七）などの例によると、時間的に永遠に、の意になるが、「青雲の霽く極み、白雲の墮り坐向伏す限り」（祈年祭祝詞）、

「天雲の向伏す極み谷蟻のさ渡る極み」(5・八〇〇)などの「向伏す」は雲が大地を被つて接する地平線の様子をいったとすれば、それのいい換えが「依りあふ」で、これは本来天が地に依りあつて接する地平線の極みまで、という空間の広がりをもったものであろう。「延ぶ葛のいや遠長く万世に絶えじと思ひて」(3・四二三)など、空間の長さを時間の長さの形容に用いる例もあつて、時間をいっただとも解しうるが、この場合は空間的に瑞穂国を地の果てまで統治する意であらう。

知らしめす神の命と 「神の命」は貴い神様として。「神下し座せ奉りし」にかかる。下文に、大嘗祭の祭式論理によつて、天武天皇の即位を天孫降臨として表現する。そうした論理から「神の命」という天皇の神格化も可能になってくるのである。

天雲の八重かき別けて 「天の八重多那雲を押し分けて」(記)、「天の八重雲を排分けて(排分天八重雲)」(紀第九段本文、同一書第四)、「天の八重雲を排被けて(排被天八重雲)」(同一書第六)などと見える天孫降臨の表現を受ける。一云の「天雲の八重雲別けて」は「八重雲」という伝承形に執した形のものか。「別而」は旧くからワケテと訓まれてきた。「別く」には上代文献に四段活用と下二段活用とが見える。注釈はもと四段であつたが、万葉時代には、この語の語義のうち分裂させる意の用例は下二段、弁別する意の用例

は四段であつて、この場合は前者に相当するから下二段に訓むのがよいとしている。

神下し座ませ奉りし高照らす日の皇子 天上界での神々の集議の結果地上の統治者として天降らせ、地上に住まわせ奉つた日継ぎの皇子様。下文の「飛ぶ鳥の浄の宮に神ながら太敷きまして」によると、天武天皇のことをいつていることになる。天孫迹々芸命と天武天皇を二重写しにしたと注釈にいい、また前引神野志隆光論には、それを否定して「天武神話」として、天武天皇自身の天降りというとする。天武天皇の天降りと見てよい。天武天皇の即位をそのように表現しているのである。後続の高市皇子の殯宮挽歌(2・一九九)では天武天皇の東国下向をやはり「天降り座して」と表現し、「降臨↓平定↓肇国」の構図のうちに壬申の乱を描いている(森「天降る大王」『古代文学と時間』)。それと相似る構図になっている。但し神野志論にこれを記紀神話とは異なる「神話テキスト」とまでいふのはいかがか。人麻呂の詩的な創造と見るべきであらう。これには大嘗祭の祭式論理が絡んでいる。大嘗祭の真床覆衾儀礼においては、即位する代々の天皇はみな神話上の資格として天孫迹々芸命になるのであつた。この論理がなければこういう表現は不可能であつたらう。その意味ではこれも記紀神話と密接な関係にあるのである。なお人麻呂の詩的想像力と大嘗祭との関係は別にもふれる(「朝」『古

代文学と時間」。

明日香の浄の宮 明日香清御原宮。「飛鳥之」はアスカノ・トプトリノの二訓がある。持統朝初年の金石文に宮号を「飛鳥浄原」と記したものがあり、天武朝に瑞朝出現と浄御原宮を結んで明日香に「飛鳥」を当てたとする菊池義裕「柿本人麻呂の時代と表現」中の所論が説得的である。「浄の宮」は「浄御原宮」の略。

神ながら太敷きまして 神さながらに（神として）国をお治めになつて。「太敷く」は「太」は接頭語。称辞。「敷く」は元来一面に敷物などを広げること。転じて天皇が広く統治を及ぼす意味になったもの。但し「宮柱 太敷きませば」（巻1・三六）の例などもあり、宮殿を建てることにもいった。それは、その地の地霊を圧して神または王としてそこに座所を構えることにもなるからである。また王宮を建てることは、後の「宮柱太敷きいましみあらかを高知りまして」の項にも説くとおり、天皇が現人神として現世に姿を現わす（神の示現に擬せられる）ことでもあるから、結局、統治する意味に連なる。ここは前者と見て、天武天皇が浄御原宮において天下を統治した意と解しておく。全注のように「高く宮殿を構えられて」とする説もある。

天皇の数きます国と 「すめろき」は皇統譜に連なる歴代の天皇を資格として敬している。現在の天皇よりも過去の天皇を指す場合が

多いことから、ここも「過去の天皇がいらっしゃる国として」の意で二句高天が原を指すとする解もある（注釈）が、「すめろき」は皇統を引く代々の天皇の意で、ここはむしろこれから後の天皇を指すものと見るのがよいだろう。全注に、人麻呂の作歌・歌集歌に「天上の世界をさしてクニと言つた例はない」というのは当たっている。作歌・歌集歌に限らず概して広く、クニはアメ（天）の対立語である。すなわち天武天皇が、皇位は後継の皇子たちが継承していくものとして、自身は天に昇ってしまったことをいう。天界から天降りしてきた天武天皇が、日並皇子に後を譲つて、天に帰つたことをいい、日並が、天降りの天孫（天武）の次の王、正統な初代王として印象づけようとしているのである。

天の原石門を開き神上りりしましぬ 天上昇へ行つてしまわれ
た。天降りした天武天皇が天に帰つたことをいう。「石門を開き」は天照大御神の岩戸隠れのようなこもりの神話幻想を基にした表現。死を、石門の奥にこもると見た表現としては、河内王の葬儀に手持女王が詠んだ歌「豊国の鏡の山の石戸立て隠りにけらし侍てど来まさず」（3・四一八）の例がある。「神上り」は昇天を神の行為としていったもの。「神」は接頭語。称辞。一云の「神登り」は他に例がない。こちらの所伝の「いましにしかば」の条件句は、次句の「我が大君」が日並皇子を指すことを明確に示していて、本文の

所伝もそう解してよいことを示唆している。

我が大君皇子の命の天の下知らしめせば 「我が大君皇子の命」は日並皇子。日並皇子様が天下を統治なされたら。

春花の貴からむと望月の満はしけむと 「春花の」「望月の」は比喩的な枕詞。「満はしけ」は形容詞「満はし」の上代の活用 of 未然形。「満はし」は動詞「湛なふ」の形容詞形。充滿した。満ち足りた。「望月の満はしけむと我が思へる皇子の命」(13・三三三・四)にも見える。

天の下(一に云ふ 食す国) 四方の人の 天下の諸国の人が。一云の「食国」はラスクニノと五音の訓も可能だが、諸注ラスクニと四音訓にするのに従う。全注は統紀第一詔、第三詔などに「食国天下」という表現が見えることを参考に四音訓がよいという。「食す国」は大嘗祭に天皇が皇祖の神と共に諸国の新穀を食する祭式的観念と連鎖する表現である。「四方の人」は諸々の国の人。大船の思ひ頼みて 「大船の」は「頼む」の枕詞。人麻呂には「さねかづら後も逢はむと大船の思ひ頼みて」(2・二〇七)の例がある。

天つ水仰ぎて待つに 「天の水」は「仰ぎて待つ」の枕詞。大伴家持の祈雨の歌に「天つ水仰ぎてそ待つ」(18・四二二)ともある。雨の寿詞的表現として一般性のあったものか。

いかさまに思ほしめせか 挽歌において惜しまれる死を死者自身の意思と見て、その意思の理解しがたいことをいう表現で、しばしば例の見えるものである。山本健吉「柿本人麻呂」が挽歌に常套的なくどき表現と見るのは妥当性のあるものである。唯一の明瞭な例外は人麻呂の近江荒都歌(1・二九)で、天智天皇の近江への遷都断行をいぶかる表現として用いられるが、これも宮都の地としては例外的な近江への遷都を果敢な英雄的行為として讃仰しつつも、それがまたその都の亡滅を誘ったかのように詠むもので、挽歌としての表現の応用範囲に入る。

つれもなき 原文「由縁母無」。「都礼毛奈吉」(3・四六〇)「津礼毛無」(13・三三三・二六)などのかな書き例によりこう訓む。「つれ」は連なり。繋がり。

真弓の岡 現高市郡高取町佐田の丘陵地帯。真弓の地名も残る。その南端に「岡宮天皇陵」とされるものがあるが、他にも同丘陵には東明神古墳その他が散在する。それらも皇子の墳墓の候補たりえよう。皇子の住んだ鳥の宮からは直線にして西方三、四キロの所になる。

宮柱太敷きいましみあらかを高知りまして 「宮柱」は神殿・宮殿の柱。「太敷く」は太々と立派に営み建て。「太知る」ともいう。「太布座」は旧訓フトシキマシテ、万葉考にフトシキイマシ、新訓

万葉集にフトシキマシテなどと訓む。定めがたいがひとまず万葉考による。「みあらか(御在香)」は、意味的にはむしろ「御(み)現(あら)処(か)」または「御・生(あれ)・処」で、神や現人神の天皇が現世に示現した神殿・宮殿をいう。「みづのみあらか」(古語拾遺訓注)とも。神殿は示現した神の当体とする思想に基づく。みかど・東宮・殿・坊・奥方など、居住する殿舎や居室の呼称を以て、そこに住む主の敬称とする伝統はこれに発する。「古語に称して曰さく、畝傍の權原に宮柱底盤の根に太立ふと立たて、高天原搏風峻峙ちぎたかしりて、始馭はつくしらすめらみこと天下之天皇を号けて：」(神武紀元年正月)、「春日の三笠の山の下つ石根に、宮柱広知り立て、高天の原に千木高知りて：」(春日祭祀詞)「斎鋤を以ちて斎柱立てて、皇御孫の命の天の御影、日の御影と、造り仕へ奉れる瑞の御殿(古語にあらかといふ)：」(大殿祭祀詞)など見え、神殿・宮殿を寿いで建てる詞章の形式を踏んだ歌句と思われる。しかしここは実際には殯宮が建てられたことをいっている。殯宮が建ったのをあたかも即位した天皇の宮殿のように表現したのは、本来なら殯宮でなく、即位して宮殿を建てて欲しかった、という願望によるものである。その心は次の句にも持ち越される。

朝毎に御言問はさぬ日月のまねくなりぬる 「明言尔」は代匠記初稿本、古義に「朝毎に」とし、また私注に「朝言」と訓み「朝の

御言葉に」と解する。現在も両説並び行われるが、ここは前項に述べたように、皇子がなお世にあつて臣下に命令することを、即位し天皇となつて号令することへの願望を下にこめて表現した文脈であるから、毎朝政事に勤しみ続けることをいったものと見て、「朝毎に」と訓みべきと思われる。毎朝統けられてきたものが途絶えたと見た方が、後の「日月のまねくなりぬる」に滑らかに続く。「朝毎に御言問ふ」は講義にいわゆる朝政(あさまつりごと)のことと説くのがよい。ここまで、皇子が亡くならず即位して朝政を執り行つて欲しかったという願望を底意に置くものであり、かねて皇子としてもことを発することがなくなつたことを嘆く意味を、否定形「問はさぬ」にこめる。「まねく」は数多く。

そこゆゑに皇子の宮人行方知らずも 「皇子の宮人」は皇子の島の宮に仕えていた舍人その他の者ら。「行方知らず」は、諸注、高市皇子殯宮挽歌の反歌「埴安の池の堤の隠り沼の行方を知らに舍人はまとふ」(2・二〇一)を引いて、途方にくれる意とする。そう解される例が集中他にもあり、それでもよいが、具体的には、舍人ら島の宮に仕えて来た宮人たちが、主君を失つて自分たちの帰属先や忠誠心の向け所を、どこに求めたらよいか分らなくなつて意。さす竹の皇子の宮人行方知らにす 前項の句の別伝。「さす竹の」は君・皇子・宮・宮人・大宮人などにかかる枕詞。「知らに」は

「知る」に打消しの助動詞ズの連用形ニがついたもの。「す」はサ変動詞。

天見る如く仰ぎ見し 皇子への敬意を表現したものの。「天見る」には天皇に対する敬意に匹敵するもののようにいおうとする意図が潜む。

皇子の御門の荒れまく惜しも 「御門」はここでは宮殿のこと。

「荒れまく」は「荒れむ」のク語法。荒れてゆくこと。

あかねさす 日の枕詞。他に昼・紫・君などにかかる。あかね(西)は根から赤色の染料を取る植物。「さす」は色を帯びる、色がさし混じる意。下の「ぬばたまの」と対をなす、

日は照らせれど 天に日は照らしているがの意。寓意があるか否かは「夜渡る月の隠らく惜しも」の項に、併せて説く。

ぬばたまの 夜の枕詞。他に黒・月・夢などにかかる。「ぬばたま」はあやめ科のヒオウギの黒い実のことという。上の「あかねさす」と色彩の上での対比を意識している。その点から見ても、次項に説くように、この一首は上下句対比の全体を文飾としたものであつて、上下句にそれぞれ別個な寓意があるわけではなさそうだ。

夜渡る月の隠らく惜しも 夜空を渡り行く月の隠れていくのが惜しいことよ。「隠らく」は隠るのク語法。山の端に隠れるのか、雲に隠れるのか、あるいは月のない夜をいうのか判然としない。皇子の

死を表現したものと思われるが、上句の「日は照らせれど」に寓意があるかないかについてはさまざまに説かれる。代匠記精撰本に「日ハテラセレト、ハ、皇子ノ薨シ給フヲ、月ノ隠ル、ニ譬ヘムタメナリ」とし、万葉考に「日はてらせれどてふは、月の隠る、をなけくを強むる言のみ也」とするよう、上句の日の表現を言葉のあやと見るのが一つの解。一方、古義には、この歌、左注に或本が高市皇子の殯宮の時の歌の反歌とすることに注目し、それなら持統天皇即位後となるから、この上句の「日は持統天皇を譬えたとし、これを受けて新考が日並殯宮の時の挽歌として持統を日に日並を月に譬え、皇子の通称「日並」が「天皇との御関係恰月と日との如くなるが故」なるものとした。これらがいま一つの解で、その後も二説が並行している。比較的には前者が穏当と思われるが、さらにいえば下句の月をも、あまり日並皇子の「譬え」と限定的にいい過ぎない方がよい。むしろあえていうなら第四句「夜渡る月の」までは第五句冒頭「隠らく」を導く序詞、というくらいに見る方がよく、作者自身に個別的な比喩とする明瞭な意図があつたものではないだろう。皇子の死を宇宙規模の文飾を以て表現したのである。柿本人麻呂には同様の例として、日並皇子から子の軽皇子への時世の転換を、大きく天空に月と日が入れ替る朝に託した「東の野にかぎろひの立つ見えてかへり見すれば月かたぶきぬ」(1・四八)がある。

また第四句までが序詞の形式をとる歌に「我妹子が赤裳ひづちて植えし田を刈りて取めむ倉無の浜」(9・一七二〇)がある。

或本、件の歌を以ちて後皇子命の殯宮の時の反と為す 或本にこの一首を高市皇子の殯宮の時の挽歌(2・一九九)の反歌として、ことを注したるもの。そのような本があったのであろうが、実際に高市殯宮時にこれの詠唱されたことがあったか、この歌の「日」を持統天皇の譬えと見る新解釈が生じた後に、持統即位後の高市皇子殯宮時(高市の死は六九六年。日並の死の七年後)にこそ相応しいとして生じた異伝であったか、判然としない。

或本の歌一首 「或本の反歌」とあるわけではないので、或本にこの一首が反歌に組まれていたのか、それとも一連の長反歌とは別個の歌なのか分らない。この書き方からして別個の歌と見る方がよいだろう。内容的にも宮殿の庭の「放ち鳥」を詠むこの歌は、儀礼歌的な表現性の濃厚なこの長反歌には付きがよくない。

鳥の宮勾の池の放ち鳥 鳥の宮は現明日香村字鳥庄にあった皇子の宮殿。かつてここに住んだ蘇我馬子(鳥の大臣)の邸宅を宮廷が没収したものかともいう。一九八七年、石舞台古墳の西北方の発掘(檀原考古学研究所実施)において、七世紀中葉以降の建物跡と庭園遺跡とが発見され、中に自然の河川や磯を模した池の遺構も認められた。後世の日本庭園の源流と見うるような高度な技術のもので、

鳥の宮の遺構かとも見られた。「勾の池」は鳥の宮の庭園の中の池であろう。形態からそう名付けられたか。「放ち鳥」は池に放し飼いにされた水鳥。

人目に恋ひて池に潜かず 人けの絶えた宮居の気配を不安に思い、水面に浮いている状態をいったもの。

〔口訳〕

日並皇子の殯宮の時に、柿本朝臣麻呂が作った歌一首 并せて短歌

天地の初めの時、天上界の天の河原に八百万、千万の神々が神集いに集われ、神分ちに分たれた時に、天照らす日女の命は「さしのぼる日女の命は」天上界を統治なさるとして、豊原瑞穂国を隅々まで統治する神の命として、天雲の八重を掻き分けて「天の八重雲を分けて」降臨させお住わせ申し上げた日の皇子の天武天皇は、飛鳥の浄御原宮で神さながらに天下を統治なさり、瑞穂国は自分の後に続くすめろきの統治すべき国として、ご自身は高天が原の岩戸を開いて、神上がりにながってしまわれた「神登りに登ってしまわれたので」。そこで後継者の我が日並皇子様が天下を統治なさったら、春の花のように気高く、秋の満月のように円満に満ち足りたであろうと、天下の「食す国の」諸々の地方の人らが、大船のように頼りに

思い、そのご即位を恵みの雨を待つように仰ぎ待っていたのに、いかようにお思いになったゆえか、ゆかりもない真弓の岡に宮殿をお建てになって、朝毎に下されるご命令もなさらない日数が多く重なってしまった。それゆえに皇子の宮にお仕えしていた舎人たちは、心寄せの対象を失って途方にくれているよ。(同一六七)

反歌二首

天を仰ぎ見るように、その気高さを畏敬の念こめて仰ぎ見ていた、皇子の御殿の荒れてしまうのが惜しいよ。(2・一六八)

天に日は赤く照らすけれども、暗い夜空を渡る月が隠れてしまうのが惜しいよ。(同一六九)

或本の歌

島の宮の勾の池の放し飼いの鳥は、人目を惹うて池水に潜らない。

(同一七〇)

【補説】

この挽歌は皇太子日並皇子の薨去を悼むものとして、長歌も反歌も儀礼歌的な表現に終始している。長歌では皇子の父天武天皇を、天照大神が天上界より派遣した瑞穂国の統治者として天孫降臨神話の天孫のように意味づけ、その初代王天武が、後継者として統治を日並皇子に委ねて死んだ(神上った)ことを詠む。それゆえこの挽

歌における日並皇子の像は、もっぱらそのように神話的に約束された初代王の後継者、第二代、あえていえば人皇第一代としてのものであり、それ以外の陰影は持たないといってもよい。後半の皇子の死を表現する部分も皇子の即位への期待を、殯宮を意外な場所に建てられた王宮であるかのように詠むことによつて表現している。前半の天武天皇の天降りとともに、古詞章の形式を駆使、再編して、巧みな詩的造形を果している。

反歌も同様な意図からのもので、第一反歌にこそ皇子の島の宮の荒廢という具体的なものが顔を出しているが、第二反歌で大きく天の日と月とを以て、儀礼歌的に皇太子の死を慨嘆している。

(本学教授)